

兵庫医科大学学生の心得・規律等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫医科大学（以下「本学」という。）に在籍する本学学生（以下「学生」という。）の遵守すべき事項について定めるものとする。

(心得)

第2条 学生は、兵庫医科大学学則（以下「学則」という。）、その他諸規則や各種ガイドライン（学生ハンドブック記載事項含む）を遵守し、広く学業の精励に努めなければならない。

- ② 学生は、法令その他の社会規範を遵守し、学生として良識ある行動をとり、本学の名誉を傷つけることのないように努めなければならない。
- ③ 学生は、勉学を本分とし、真理を探究し、自ら研鑽して幅広い社会性、豊かな人間性、高い倫理観、幅広い教養を身につけ、高度で専門的な医学知識と技能を身につけなければならない。
- ④ 学生は、すべての人の人権と人格を尊重し、偏見、差別、ハラスメントを行ってはならない。
- ⑤ 学生は、患者や弱者には慈愛の念を、同窓には友愛の念を、教員・年長者には敬愛の念を持って接しなければならない。
- ⑥ 学生は、大学が社会から信頼と負託を受けていることを自覚し、いかなる研究不正も行なってはならない。

(保証人)

第3条 学生は、その身元を保証するため保証人2名を立てなければならない。

- ② 保証人は、独立の生計を営む成年者で保証人として責務を果たすことのできる者とし、本人の身上及び行動に関する一切の責任を負う者とする。
- ③ 学生は、保証人に異動があったときは、変更届により直ちに届け出るものとする。
- ④ 学生は、保証人が身上等の変更により、その任に当たることができなくなったときは、新保証人を定めて直ちに届け出るものとする。
- ⑤ 学長は、保証人が適切でないと認めたときは、変更させることができる。

(学生証)

第4条 学生は、身分を証明するものとして、本学から学生証の交付を受けるものとする。

- ② 学生は、キャンパス内では学生証を常に着用しなければならない。本学教職員その他から職務上（通学定期乗車券や学生用割引利用時等）請求されたときは、随時これを提示しなければならない。

- ③ 学生は、学生証を他人に貸与、又は譲渡してはならない。
- ④ 学生は、学生証を紛失したときは、直ちに届け出て、再交付を受けなければならない。
- ⑤ 学生は、学生証の再交付を受けようとするときは、別に定める手数料を納入しなければならない。なお、再交付申請後に紛失した学生証が発見されたときは、届け出なければならない。その際、再発行に係る手数料の返還は行わない。
- ⑥ 学生は、学生証の記載事項に異動が生じたときは、直ちに届け出なければならない。
- ⑦ 学生は、卒業、退学、除籍等により学籍を離れたとき、又は有効期限を経過したときは、直ちに学生証を返却しなければならない。

(住所及び身上の異動)

第5条 学生は、入学の際に住所届及び通学手段等を届け出なければならない。

- ② 学生は、住所の変更や身上に異動があったときは、直ちに変更を届け出なければならない。

(海外への渡航)

第6条 学生は、海外へ渡航する際には事前に渡航届を提出しなければならない。

- ② 学生は、海外からの帰国後、次の各号の一に該当するときは、指定された提出先に詳細な内容を記載した帰国報告書を提出しなければならない。
 - 1 渡航先で災害・事件・事故に遭ったとき
 - 2 帰国後3週間経って、体調が思わしくないとき

(施設等の使用手続)

第7条 学生は、本学の施設・設備を使用するときは、あらかじめ施設・設備使用願を提出し、学長又は学生部長の許可を受けなければならない。

- ② 学生は、前項の許可を受けたときは次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 1 許可を受けた使用場所及び期間又は時間を厳守すること
 - 2 許可を受けた場所及び周辺の静穏な秩序を乱さないこと
 - 3 施設・設備を汚損しないこと
 - 4 その他、施設・設備の管理上必要な事項については、本学教職員の指示に従うこと

(施設等の使用目的の不適合条件)

第8条 学生は、次の各号の一に該当するときは、本学の施設・設備の使用許可を受けることができない。

- 1 営利を目的とするもの（福利厚生のためのものを除く）
- 2 違法又は不当な行為を行うもの
- 3 その他、学長又は学生部長が不相当と認めるもの

(施設等の使用許可の取消等)

第9条 学生は、学長又は学生部長が次の各号の一に該当すると判断したときは、本学の施設・設備の使用に関する必要な是正措置、又は使用許可の取り消しを命じられることがある。

- 1 使用条件に違反したとき
- 2 使用願に虚偽の記載があったとき
- 3 大学において当該施設・設備を使用する必要性が生じたとき

(施設等の損害賠償)

第10条 学生は、施設・設備を使用したときに当該施設・設備を汚損した場合は、当該損害額に相当する金額を賠償しなければならない。

(クラブ等の活動)

第11条 学生は、クラブ等の活動を行うときは兵庫医科大学学生会会則に基づき、自主的に運営を行わなければならない。

- ② クラブ等は、対外試合・遠征その他合宿等を行う際には、本学に届けなければならない。
- ③ クラブ等は、各種大会に参加した場合は、大会等活動結果報告書を本学に提出しなければならない。
- ④ クラブ等は、活動時の事故等が発生した際には、顧問及び本学に遅滞なく連絡し、事故報告書を提出しなければならない。
- ⑤ クラブ等は、その結成・更新について毎年5月末までに学生団体届を課外活動備品届と共に学生部長に提出しなければならない。

(教育環境の維持)

第12条 学生は、教育・研究に欠かせない静穏・清潔な環境の維持に努めるものとする。

- ② 学生は、次の各号の一に該当する場合は、登校してはならない。
 - 1 酒気等を帯びているとき
 - 2 学業に必要でない火気、凶器その他危険と認められるものを所持するとき
 - 3 登校停止中のとき
 - 4 校務を妨害し、もしくは本学での学生生活や本学の風紀秩序をみだし、又はそのおそれのあるとき
 - 5 学業上の必要がないにもかかわらず、本学内に残留するとき
 - 6 その他、前各号に準ずるとき
- ③ 学生は、講義室等における教科書・白衣・プリント類等の私物については各自がロッカ

ーを使用する等、責任を持って管理しなければならない。

- ④ 学生は、大学敷地内及び敷地周辺において喫煙をしてはならない。

(個人情報の保護)

第13条 学生は、個人情報の保護に関する諸規則等を理解し、これを遵守しなければならない。

- ② 学生は、ソーシャルメディアの利用については個人情報保護に限らず、機密事項の漏洩や著作権の侵害及び公序良俗に反する内容等に抵触しないように留意しなければならない。

(大学院生への準用)

第14条 この規程は、本学大学院医学研究科に在籍する学生に準用する。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、学務部が行う。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、学長が発議し、教授会又は研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。